

住宅用家屋証明の申請に係る添付書類

	新築されたもの 注文住宅	新築後使用されたことが ないもの 建売住宅、マンション	新築後使用されたことが あるもの 中古住宅
1 住民票の写し	●	●	●
※現在の住民票(申請する家屋へ異動後で、申請の時点で居住を確認できるもの)			
2 入居予定申立書	○ 未入居の場合	○ 未入居の場合	○ 未入居の場合
※①～③のすべて <ul style="list-style-type: none"> ①入居予定申立書 ※原本添付のこと(写し不可) ②現在居住する家屋の状況、処分方法を証する書類 ③入居が登記後になる理由を証する書類 			
3 登記事項証明書等	●	●	● 下記②
※①～④のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ①確認済証、検査済証 ②登記事項全部証明書(登記情報提供サービスの場合は、照会番号・発行日記載の有効期限内のもの) ③登記完了証(書面申請の場合は、登記申請書も必要) ④登記済証 			
4 売買契約書等	—	●	●
※①～④のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ①売買契約書 ②売渡証書 ③登記原因証明情報 ④競落による取得の場合は、代金納付期限通知書 			
5 家屋未使用証明書	—	●	—
※原本添付のこと(写し不可) ※譲渡証明書と一体になった書式の場合は、その写しの添付で申請可能			
6 特定認定長期優良住宅の認定通知書	○ 認定を受けた場合	○ 認定を受けた場合	—
※①、②のすべて <ul style="list-style-type: none"> ①認定申請書副本(1号様式、戸建住宅は第3面不要) ②認定通知書(2号様式) 			
7 認定低炭素住宅の認定通知書	○ 認定を受けた場合	○ 認定を受けた場合	—
※①、②のすべて <ul style="list-style-type: none"> ①認定申請書副本(様式第五) ②認定通知書(様式第六) 			
8 耐震基準適合証明書等	—	—	○ S56.12.31以前に建築された建物
※①～③のいずれか <ul style="list-style-type: none"> 建築士等が証明した、①耐震基準適合証明書 ②住宅品確法に規定する住宅性能評価書(等級1～3) ③既存住宅売買瑕疵担保保険の保険付保証証明書 ※いずれも取得の日前2年以内に調査・評価・契約されており、取得前に発行された証明書等であること			
9 増改築等工事証明書等	—	—	○ 特定の増改築
※給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分にかかる工事に要した額が50万円を超える場合は、既存住宅瑕疵担保保険の保険付保証証明書が必要			
10 金銭消費貸借契約書等	○ 抵当権設定の場合 (増築を含む)	○ 抵当権設定の場合	○ 抵当権設定の場合
※①～③のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ①金銭消費貸借契約書 ②債務の保証契約書 ③登記原因証明情報 			
11 耐火性能を証する書類	○ 区分建物の場合	○ 区分建物の場合	○ 区分建物の場合
※耐火・準耐火:①～③のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ①検査済証 ②設計図書 ③建築士の証明書など、耐震性能を明らかにする書類 ※低層集合住宅(1000㎡以上の一団の土地・準耐火同等の大臣基準適合):国土交通大臣の認定書 ※構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の場合は不要			
12 委任状	○ 代理申請の場合	○ 代理申請の場合	○ 代理申請の場合
※原本添付のこと(写し不可)			

(摘要) ●:必須 ○:該当する場合に必要

※原本添付の指定(「※原本添付のこと(写し不可)」の記載)がある書類以外は、すべて写しの添付で申請可能